

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和3年4月5日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 5 議案 第 11 号 魚津市農業委員会「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について
- 第 6 議案 第 12 号 魚津市農業委員会「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和3年4月5日(月)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	13名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
会長職務代理者	11番	北田 直喜	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	5番 住田 賀津彦
	6番	関口 卓司	7番 大崎 章博
	8番	金坂 隆男	9番 高橋 順子
	10番	松田 治之	12番 谷越 彦茂
	13番	石坂 誠一	
5. 総会に欠席した農業委員の数	1名		
	4番	米澤 陽一	
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	3名		
	上中島地区	石川 道範	加積地区 西田 八郎
	経田地区	経田 高久	
7. 議事録署名委員			
	6番	関口 卓司	7番 大崎 章博
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主任	中尾 能成	主任 井口 健太郎
	主事	横田 悠介	

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和3年度4月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、6番関口委員、7番大崎委員にお願いいたします。

議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

議案書2ページ目をご覧ください。

今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が588㎡です。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第8号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

す。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 譲渡人と譲受人は義兄弟の関係になります。譲渡人の夫が亡くなり農地の管理ができなくなったことから、譲受人に譲渡すものです。

10番： 申請地を耕作していた小作人が辞められるということで、近くに住む譲受人が農地を譲受けるものです。用水路にはU字溝が入っており、畦はコンクリートですので問題ないと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に意見が無いようならば、申請通り許可決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第8号は許可決定いたします。

議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は5件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第9号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

会長職務代理： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 申請地は市道の拡幅工事による残地になります。面積が小さく営農には向きません。特に問題ないかと思えます。

2番： 2番の案件ですが、貸人の土地に息子である借人が家を建てるものです。申請地は現在耕作されていません。問題ないかと思えます。

3番の案件は、先日宅地転用があった場所近くの角地になります。三角形の形をしており農地として活用しにくい状況です。

4番の案件ですが、譲受人の妻の実家近くに住宅を建てるものです。問題ないかと思えます。

5番の案件です。申請地の現況は住宅地に残る畑地であり、これまで譲渡人が耕作していました。譲受人が住宅を建設することと、問題ないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

8番： 第1種農地と第3種農地の違いを教えてください。

事務局： 農地区分は第1種から第3種までございます。第1種農地が最も優良な農地で、第3種農地は生産性の低い農地であり、転用が原則許可となっています。

13番： 2番の案件は親子間で使用貸借権設定をしていますが、4条ではないのですか。

事務局： 所有権の移転がなく、親子間の無償貸借であっても5条の申請と許可が必要になります。

議長： その他に意見はございますか。
無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第9号は意見決定いたします。

議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。

魚津市長より令和3年3月30日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。

なお、本議案には宮坂委員、谷越委員に関わる案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事には参加できませんので、退席いただきます。

(宮坂委員、谷越委員退席)

10ページからが一覧表になります。

今月の案件は21件、57筆、69,840㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

6番： 利用権設定の種類で賃貸借と使用貸借とありますが、違いは何ですか。

事務局： 金銭のやり取りがあるか否かの違いでして、使用貸借は無料になります。

議長： 他に意見はありませんか。

(「無し」の声あり)

議長： それでは申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第10号は決定いたします。

(宮坂委員、谷越委員入室)

議長： 議案第11号魚津市農業委員会「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第11号魚津市農業委員会「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について説明いたします。

【議案第11号 議案書をもとに朗読】

議長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

14番： 現在実施中の〇〇地区の基盤整備事業ですが、実施後は何経営体になるのですか。

事務局： 事業完了後は5経営体が耕作されると聞いております。集積率も高くなる見込みです。

議長： 他に意見はありませんか。
無いようでしたら、原案通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第11号は決定いたします。

続きまして、議案第12号魚津市農業委員会「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、事務局より説明を求めます。

【議案第12号 議案書をもとに朗読】

議長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

13番： 今後、基盤整備が予定されている地区はあるのですか。

事務局： 3つの地区で検討されております。

議長： 他に意見はありませんか。
無いようでしたら、原案通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第12号は決定いたします。

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・スマート農業推進事業について
・R2 農業委員会親交会収支報告について
・農村プロデューサー養成講座について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時5分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第8号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲受人が、以前から借りて耕作していた農地の所有権を取得するものであり、実際の耕作状況としてはこれまでと変化がない。権利移転後はこれまで同様水稻を耕作する計画である。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、3月26日、宮坂委員と事務局明石、井口が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第8号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人の労働力不足により休耕していた田を、今後は譲受人が耕作することとなったため所有権を取得するものである。権利移転後は水稻を耕作する計画である。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、3月26日、宮坂委員と事務局明石、井口が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号1番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（4ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	市道の拡幅工事により、賃借人宅の一部が収用され、事業用トラックの駐車スペースが不足しているため、車両置場を作る計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、車両置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、車両置場の整備が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水発生せず、雨水は県道沿いの水路側溝へ放流する計画であり問題無いと考えます。 。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号2番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に清流小学校の教育施設と認定こども園吉島保育園の公共施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	現在、借受人は果樹農家の承継者として実家で家族と同居していますが、結婚を機に独立し住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関のローン事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は申請地西側の排水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に加積公民館の公共施設と清流小学校の教育施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は申請地横にある魚津端局を管理し通信事業を行っています。災害時等のバックアップ電源として非常用発電機を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、非常用発電機設置敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、非常用発電機の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既存のコンクリート擁壁があり、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されております。生活雑排水は発生せず、雨水は市道沿いに側溝を新設する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号4番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね28haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	借受人は近々出産予定あり、家族が増えると現在のアパートは手狭となることから、妻の実家近くに住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金と借入金でまかなう計画で、金融機関のローン事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後に工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水の一部は隣接する排水路へ放流し、一部は自然浸透する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号5番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に加積公民館の公共施設と富山労災病院の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は現在共同住宅に住んでいますが、子の成長や家族の増加により部屋数が不足することから、戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関のローン事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は市道沿いに新設する側溝へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

